## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	再生資源物屋外保管事業者への改善勧告
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例
条  項		Į	条例第13条第1項及び第19条第1項
所 管 課			環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課(電話:048-829-1608)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、 その理由)	を得な	定定 の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざる いものであって、条例の定める以上に具体的な基準を っことが困難であるため。
	備考		